

支援者向け

地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業) 手引き



地域福祉権利擁護事業とは？

認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分ではない方が、地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスに関する情報提供、助言、手続きの支援、利用料の支払い等、福祉サービス利用援助を基本として、日常的な金銭管理を行う事業です。



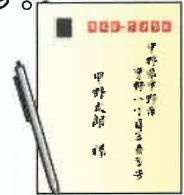
社会福祉
法人 中野区社会福祉協議会

サービスの内容は？



1. 福祉サービス利用援助

福祉サービスの利用方法や手続きに関する相談、利用料の支払いを支援します。
☆福祉サービスの契約の立会いや、利用料の支払い手続きを行います。



2. 日常的金銭管理サービス

日常生活に必要な預貯金の払戻しや預け入れ、公共料金などの支払いをお手伝いします。

☆金融機関に一人で行く事が難しい方は、職員が代わりに行きます。

3. 書類等預かりサービス

日ごろ使わない大切な書類をお預かりします。

☆金融機関貸金庫で、年金証書や保険証書などの大切な書類をお預かりします。

- ①年金証書 ②預貯金の通帳（1000万円程度以内） ③権利証
④契約書類 ⑤保険証書 ⑥実印 ⑦銀行印 など



～地域福祉権利擁護事業 料金表～

①	福祉サービスの利用援助	1回1時間まで1,000円 (1時間を超えた場合は、30分までごとに500円を加算)
②	日常的金銭管理サービス 通帳を利用者本人が保管する場合	1回1時間まで2,500円 (1時間を超えた場合は、30分までごとに500円を加算)
	通帳を「社会福祉協議会」で預かる場合	
③	書類等預かりサービス	1ヶ月1,000円

※上記利用料のほか、支援においてかかった交通費や振込手数料、通信費等の実費分は利用者負担となります。

※預貯金が250万円以下の方は、利用料免除の申請ができます。

※①を基本とし、ご本人の状況に応じて②、③を組み合わせご利用できます。

※②のみ、また、③のみの利用は出来ません。

※頻繁な出し入れが必要な書類や期日管理が必要な書類、自宅や貸金庫の鍵、宝石、骨董品などは、お預かりができません。

※1000万円を超える預貯金がある方は、成年後見制度の利用をご案内いたします。

Q、地域福祉権利擁護事業はどのような人が利用できるの？

<花子さんの場合>

訪問しているヘルパーから、最近花子さんが財布や通帳、印鑑などをどこにしまったか分からなくなってしまうことが多い、と報告がありました。今後の金銭管理に不安がありますが、どうしたら良いでしょうか。

A. 地域福祉権利擁護事業では、通帳や印鑑をお預かりし、預金を払出し、生活費をお届けするサービスを行っています。

花子さんの場合は、通帳と印鑑をお預かりし、毎月1回自宅を訪問して生活費を届けます。また、花子さんに渡した生活費をご本人が紛失してしまう心配がある時は、ご本人が使う生活費と、ヘルパーが買い物などに使う生活費を別々の財布に分けて届けるなどの対応をします。



<太郎さんの場合>

精神障害のある太郎さんは、給料や障害年金が入るとすぐに使ってしまい、家賃の支払いや福祉サービスの支払いができず滞納してしまいます。また、サービス利用に必要な手続きもできない時があります。支払いを計画的に行い、区役所の手続きや郵便物の確認を一緒にしてくれるサービスはありますか？

A. 地域福祉権利擁護事業では、ご本人と一緒に生活費の仕分けや家計に関する助言を行い、必要な手続きを支援します。

毎月2回、太郎さんのご自宅を訪問して生活費の使い方を確認します。生活費は2週間ごとに封筒に分けて自己管理できるよう工夫し、家賃や福祉サービス利用料を支払います。太郎さんには、お小遣い帳をつけてもらうなどをしたうえで、何か必要なものがあれば生活費の範囲で買えるかどうか、一緒に考えます。



地域福祉権利擁護事業に関する Q&A

Q. 生活保護を受給している方は対象になりますか？

A. 対象となります。書類預かりサービス以外は、利用料が免除となります。中野区役所生活援護分野担当職員にご相談ください。

Q. 毎週生活費を届けることは可能ですか？

A. 原則、月2回までとなります。場合によっては、臨時に対応することもあります。

Q. 生活費を届けるついでに、買い物などもしてくれますか？

A. 買い物など家事援助は、支援に含まれません。

Q. 地域福祉権利擁護事業を利用するために、診断書は必要ですか？

A. 必要ありません。専門員（職員）が訪問し、判断能力の確認にはガイドラインを用いて行います。

Q. 契約すると必ず通帳は預かりますか？

A. ご本人の判断能力や意思を確認してからお預かりします。判断能力がしっかりしている方などは、ご本人が自分で保管する場合があります。

Q. 契約までにどのくらい時間がかかりますか？

A. 契約まで本人の意思確認や生活状況、収支状況を確認するため週1回程度は訪問し、最低でも4回は訪問します。また、ご本人の利用意思を確認できない場合、生活状況や収支状況が確認できない場合などは2カ月から3カ月近くかかることもあります。

《問合せ》

社会福祉法人 中野区社会福祉協議会

アシストなかの（権利擁護事業担当）

中野区中野5-68-7 スマイルなかの4階

電話 5380-6444 FAX 5380-0591

受付：月～土曜日 午前9時～午後5時（土曜日は相談のみ）

※日曜・祝日・第3月曜日・年末年始はお休みです。